

保護者の皆様

本校における新型インフルエンザの対応について（通知）

本県におきまして、新型インフルエンザの流行警報が発令されましたが、本校においても夏季休業中に新型インフルエンザの罹患者の報告がございました。

保護者の皆様におかれましては、これまで以上の感染拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

なお、県新型インフルエンザ対策本部発表の「学校休業の目安」を基に学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖の措置を講じる状況となりましたら再度お知らせ致します。

記

- 1 罹患者は出席停止（発熱した日から8日間）
 - * 罹患者の同居家族については、感染拡大防止のため出席停止措置を講じていきます。
 - ただし、家族の罹患者以前に児童がインフルエンザに罹患し治癒している場合（発熱した日から8日以上経過している）は、A型及び新型インフルエンザに対する免疫があるものと判断しますので、出席停止措置をとりません。
- 2 今後の感染拡大防止について
 - ① 罹患者児童生徒が発生したクラスの児童生徒はマスクを着用する。
 - ② これまで以上に、手洗い・うがいの励行に心がける。
 - ③ 家庭における朝の健康観察（検温・体調確認）をしっかりと行い、発熱や咳があったら、自宅安静で経過観察とし登校は控える。また、症状経過によっては、かかりつけ医、もしくは最寄りの医療機関に電話連絡後、マスク着用のうえ受診する。
 - ④ 同居家族にインフルエンザ罹患者が発生した場合も、罹患者が発熱した日から8日間出席停止し、自宅にて自主学習を行う。
- 3 罹患者後治癒した場合、完治証明書を病院からもらう必要はありませんが、学校での集団感染を防ぐために、8日間休養後、「インフルエンザ完治届け書」を保護者で記入・押印の上、学校まで提出していただきますようご理解とご協力をお願いいたします。